

## 白石市立越河小学校 いじめ防止基本方針

本校ではいじめに対して、次のような認識を持ち、その未然防止と早期解決のために、組織的かつ計画的に対応する。

### 【いじめに対する認識】

いじめの定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは、一定の人間関係にある他の児童によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為で、対象になった児童が、心身の苦痛を感じているものと捉える。よって、けんかやふざけ合いの事例や、意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせた場合でも、いじめに該当する。</li> <li>○いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものと捉える。</li> </ul>
いじめの特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは、人間として許されない、卑劣な行為である。</li> <li>○いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者、加害者になりうるものである。</li> </ul>
社会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめをなくす努力は、学校だけで完結するものでなく、児童、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて効果をあげるものとなる。</li> <li>○子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われている。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会」をつくるという認識の共有が不可欠である。</li> </ul>

### 【いじめの防止に向けた取組】

生活指導及び学習指導における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全職員が全校児童の担任であるという意識で児童の様子に注意深く目を配る。</li> <li>○一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。</li> <li>○全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動、規範意識醸成のための取組等の充実を図る。</li> <li>○いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はないことである。教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童の指導にあたる。</li> <li>○児童自らが、いじめの問題性に気付き、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を促進する。</li> <li>○いじめられても抵抗せず、一人で我慢したり、いじめに遭遇しても制止できない児童が多い現状を克服するために、自分の考えを持ち、しっかり表現し、主体的に行動できる児童を育成するために、授業改善をはじめとする多様な取組を推進する。</li> </ul>
組織・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるという認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組む。</li> <li>○いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるのと共通理解に基づき、積極的にいじめ防止指導に努める。そのためにも校務の効率化を進める。</li> <li>○校長は年度当初「いじめ対策基本方針」を教職員に周知徹底し、いじめ防止に向けた取組の充実を図る。また、児童、保護者、地域等に説明する。</li> <li>○学校を挙げていじめ防止に取り組む中心的な組織として、「いじめ防止推進委員会」を設置する。「いじめ防止推進委員会」の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒、指導主任、養護教諭、学級担任とする。さらに、可能な限りSC・SSW・弁護士・医師・警察官経験者等の外部専門家の参画を検討する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。</li> <li>○「いじめ防止推進委員会」は校長の指示のもと、いじめの防止等の取組のための連絡、調整に当たる。</li> </ul>
生徒指導部としての取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎月いじめアンケートを実施するとともに、日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。</li> <li>○携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。</li> <li>○いじめの態様や特質、防止等の校内研修を企画・実施する。</li> </ul>

【いじめへの対処に関する方針】

基本姿勢と留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校を挙げていじめ防止に取り組んでいる場合でも、いじめは起こり得るという考えのもと、対応の充実を図る。</li> <li>○校長及び教員は、いじめを行っている児童に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。</li> <li>○いじめを受けた児童の保護者と、いじめを行った児童の保護者が相互に理解し合い、児童の健全育成のため生徒と適切な関わりができるように配慮する。</li> <li>○いじめが解決したと判断するのは「いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）」「児童が心身の苦痛を感じていないこと」が根拠となる。いじめが解決したと見られる場合も、教職員が気付かないところでいじめが続く場合もあるので、継続して十分に注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。</li> <li>○客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。</li> <li>○普段から保護者会等で、いじめの実態や学校いじめ基本方針について情報交換や協議を行い、家庭との連携を図る。</li> </ul>
校内体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在籍する児童がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その解決に向けて、当該学級や学年を中心に組織的に対応するとともに、いじめ防止推進委員会へ迅速に報告する。その際、担任が問題を一人で抱えることなく、学校全体で一致協力していじめへの対応ができるようにする。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の『学校におけるいじめの防止等の対策のための組織』を活用して行う。</li> <li>○いじめを受けた児童が信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制づくりをする。</li> </ul>
児童への対応	<p>〔いじめを行った児童について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童のみならず、他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがある。</li> <li>○いじめが人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。</li> <li>○いじめを行った背景を踏まえ、丁寧な対応を心掛ける。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>〔いじめが起きた集団に対して〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○はやしたてるなど同調する行為が、いじめに加担する行為であることを理解させる。</li> <li>○いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。</li> </ul>
外部との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童や保護者に対する支援及び、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。</li> <li>○いじめを受けた児童への対応について、カウンセラーなど外部の専門家の協力を得る。</li> <li>○いじめに係る状況及び対策について、学校評議員に情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。</li> <li>○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。</li> </ul>

【重大事態への対処】

児童及び保護者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、いじめ防止推進委員会において、速やかに調査を行う。</li> <li>○児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。</li> </ul>
教育委員会に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重大事態が発生した際には、速やかに教育委員会に報告する。</li> <li>○教育委員会の指導・助言の下、関係機関と緊密に連携しながら、教職員が一丸となって、問題解決のために迅速に対応する。</li> </ul>

【取組の評価・検証】

- 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告する。

# いじめ防止プログラム

白石市立越河小学校

- 1 目標 ○学校生活が児童一人一人にとって、また、学級や学校全体のような様々な集団にとって充実したものになるよう、児童の主体的な取組を促進する。
- 2 重点努力事項
  - ①小規模校の良さを生かし、あいさつ、協働作業、縦割り活動など、学年に関係なく交流する中で、相手を思い、助け合うことが自然にできる環境をつくる。
  - ②友達の良さを見つけ、互いに認め合うことのできる集団の形成に努める。
  - ③自分の考えをもち、しっかり表現し、主体的に行動できる児童を育成するために、授業改善をはじめとする多様な取組を推進する。
  - ④「いじめは認めない」という雰囲気をも、学校・家庭・地域全体で醸成する。
  - ⑤教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって児童の指導にあたる。

## 3 年間計画

月	学校	家庭・地域
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつの励行</li> <li>○縦割り掃除</li> <li>○「学び合い」を取り入れた授業</li> <li>○児童の活躍を紹介する(学校・学級通信、集会等)</li> <li>○学校生活アンケート(毎月最終水曜日)</li> <li>○教育相談(児童、保護者)</li> <li>○道徳、学活</li> <li>○p 4 c</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭・地域との連携</li> <li>○市いじめ不登校担当者会</li> </ul>
1学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止の体制や考え方の研修</li> <li>○学級・学年の集団づくり</li> <li>○こいのぼり大運動会</li> <li>○1～4年社会見学</li> <li>○5・6年修学旅行</li> <li>○市いじめ防止月間(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭訪問(4月)</li> <li>○市いじめ防止月間(7月)</li> <li>○学警連(7月)</li> </ul>
2学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの態様や特質、防止等の校内研修</li> <li>○学習発表会</li> <li>○やまびこゲーム集会</li> <li>○人権教室</li> <li>○市いじめ防止大会への取組(11月)</li> <li>○市いじめ防止月間(12月)</li> <li>○なわとび集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市いじめ防止大会(11月)</li> <li>○市いじめ防止月間(12月)</li> <li>○学警連(12月、3月)</li> </ul>